# 資料1 対象動物種の範囲

# 1 動物愛護管理法の各種規定における動物種の対象範囲

対象動物種は、犬・ねこに適用を限定した規定から動物一般に適用される規定まで、各種規制措置の目的等に応じて異なっている。

	Г	1	Ī		
条番号	措置の種類	対象動物種	目的、必要性等		
2他	基本原則等 ・みだりに殺し、傷つけ 又は苦しめないこと ・習性を考慮して適正に 取り扱うこと	動物一般	(動物の愛護管理の理念規定) ・虐待防止及び適正な取扱 い ・動物による人への危害の 防止		
8~14	動物取扱業の規制	哺乳類、鳥類、爬虫類 (畜産・実験用を除く)	動物取扱業者の実態把握動物の適正な飼養保管の確保等		
15	周辺の生活環境保全のた めの勧告措置	哺乳類、鳥類、爬虫類 (畜産・実験用を除く)	動物の多頭飼養による生活環境被害の防止		
16	危険動物の飼養規制等	動物一般 (政令により哺乳類、鳥 類、爬虫類に限定)	動物による人への危害防止等		
18	都道府県等による犬及び ねこの引取り	犬、ねこ	犬、ねこの保護等 (遺棄の防止等)		
19	負傷動物等を発見した者 による通報の努力義務 都道府県等による負傷動 物等の収容	犬、ねこ等	犬、ねこ等の保護 動物の死体等の適正処理等		
20	犬及びねこの所有者に対 する繁殖制限の努力義務	犬、ねこ	犬、ねこの適正な飼養保管等		
23	動物を殺す場合の苦痛軽 減の努力義務	動物一般	動物の苦痛の軽減等		
24	動物を科学上の利用に供 する場合の方法及び事後 措置	動物一般	動物の苦痛の軽減等		
27	殺傷や虐待の禁止	愛護動物 牛、馬、豚、めん羊、 やぎ、犬、ねこ、いえう	動物の保護等		
27	遺棄の禁止	さぎ、鶏、いえばと及び あひる 前号のほか、人が占有 している哺乳類、鳥類又 は爬虫類	動物の保護等		

# 各種規定によって異なる動物種の対象範囲(模式図)

・みだりな殺傷の規制(努力規定) ・動物による人への危害の防止(努力規定) ・動物を殺傷する場合の苦痛の軽減(努力規定) 等	. S. J. Jan 1817
	<b>動物一般</b> 
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	類・爬虫類
・動物取扱業の規制 等 <i>哺乳類・鳥類・爬虫類</i> (実験・畜産動物を除く)	)
・殺傷、虐待の禁止 ・遺棄の禁止 等	
主なペット種 人の占有動物(哺乳類・鳥類・爬虫類) ・負傷動物等の発見通報(努力規定) ・負傷動物等の収容義務等	
犬・ねこ +	
・引き取り義務 等	
犬・ねこ	

注)主なペット種:牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる

### 2 諸外国の虐待防止規制が対象としている動物種の範囲

国名	対象としている動物種の範囲			
イギリス 【1988 年動物保護(改正)法】	・家畜(馬、ロバ、ラバ、牛、めん羊、豚、ヤギ、犬、ねこ、家禽及び人間のために何らかの目的にかなうように飼われているあらゆる種類の動物(四足獣であるなしを問わない)・飼育下にある野生動物(鳥類・爬虫類・魚類を含む)			
フランス 【フランス刑法(1993 年)】	家畜、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物 (哺乳類、鳥類を基本としているもよう。詳細 については調査中)			
ドイツ 【動物保護法(1993 年)】	脊椎動物を中心とする動物一般			
アメリカ 【1985 年修正動物福祉法】	犬、ねこ、サル(ヒト以外の霊長類)、モルモット、ハムスター、ウサギ、その他の恒温動物で、愛玩、実験、展示目的の動物			

出典:諸外国における動物保護法の比較検討報告書(総理府、平成12年)

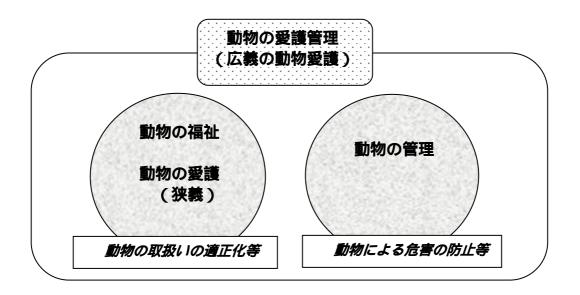
# 3 わが国における動物の愛護管理関係法律における対象動物種の範囲

区分	法律名	対象動物	主な措置内容
家畜	家畜改良増殖法 (昭和 25.5.27 法律第 209 号)	牛、馬、めん羊、山羊、豚	種畜の確保及び家畜の登録に関する 制度、家畜人工授精及び家畜受精卵 移植に関する規制等。
連	家畜商法 (昭和 24.6.10 法律第 208 号)	牛、馬、めん羊、山羊、豚	家畜の売買や交換または斡旋を業と する家畜商について、免許、営業保 証金の供託等。
	家畜取引法	牛、馬、めん羊、山羊、豚	家畜市場の登録、市場再編整備地域 の指定等。
	と畜場法 (昭和 28.8.1 法律第 114 号)	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜場の設置の許可、と畜場の衛生 保持、獣畜のとさつ又は解体等。
	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成 2.6.29 法律第70号)	鶏、あひる、七面鳥	食鳥処理の事業の許可、食鳥処理業 者の基準遵守、食鳥検査等。
	家畜伝染病予防法 (昭和 26.5.31 法律第 166 号)	牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、 あひる、うずら、みつばち (水牛、しか、いのしし、七面鳥 を政令で追加)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等。
	化製場等に関する法律 (昭和 23.7.12 法律第 140 号)	牛、馬、豚、めん羊、山羊 (犬、鶏、あひる、その他都道府 県の条例で定める動物を政令で追加)	化製場を設置する場合の都道府県知事の許可、管理者の措置、政令で定める動物種を特定数以上飼養又は収容する場合の都道府県知事の許可。
	飼料の安全性の確保 及び品質の改善に関 する法律 (昭和 28.4.11 法律第 35 号)	牛、豚、めん羊、山羊、しか、鶏、 うずら、 みつばち、ぶり、まだい、 ぎんざけ、こい、うなぎ、にじま す、あゆ	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等
獣医関	獣医師法 (昭和 24.6.1 法律第 186 号)	牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、鶉(この他にオウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種を政令で追加)	獣医師免許・試験、医療業務実施の 資格要件等。
連	獣医療法 (平成 4.5.20 法律第 46 号)	牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、鶉(この他にオウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種を政令で追加)	飼育動物の診療施設の開設及び管理 に関し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事 項。
	薬事法 (昭和 35.8.10 法律第 145 号)	食用に供される動物(牛、馬、豚、 鶏、うずら、みつばち、ぶり、こ い、まだい、ぎんざけ、まあじ、 ひらめ、あゆ、ティラピア、くる まえび、うなぎ、にじますを省令 で指定)	薬局開設の許可、医薬品等の製造業・販売業の許可、医薬品等の取扱いの規制、動物用医薬品の製造・輸入・使用の規制等。

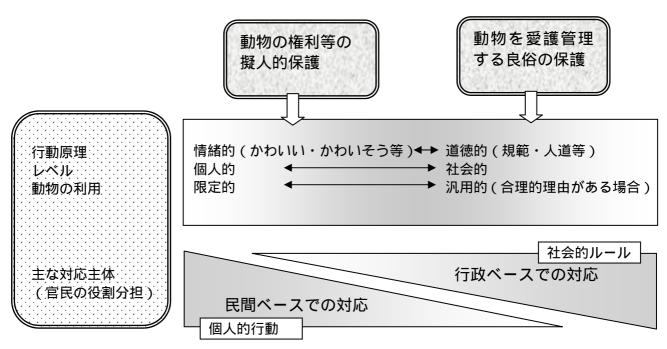
野生動物	絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4.6.5 法律第75号) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法	絶滅のおそれのある野生動物 鳥類又は哺乳類に属する野生動物	希少野生動植物種の個体等の取り扱いに関する規制(販売禁止、個体登録)等		
	律 (平成 14.7.12 法律第 88 号)		の規制、鳥獣の飼養、販売等の規制 等。		
感染症関	狂犬病予防法 (昭和 25.8.26 法律第 247 号)	犬 猫その他の動物で狂犬病を人に感染させるおそれが高いもの(猫、あらいぐま、きつね、スカンクを 政令で追加)	飼い犬の登録及び予防注射の義務、 狂犬病発生時の措置等。		
連	感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律 (平成 10.10.2 法律第 114 号)	動物	感染症予防のための基本指針の策 定、感染症の情報収集及び公表、感 染症の恐れのある動物の輸入禁止措 置等。		
刑法	刑法(明治 40.4.24 法 律第 45 号)	動物	他人の飼養している動物を傷害した 場合の罰則(器物損壊罪)。		
民法等	遺失物法 (明治 32.3.24 法律 第 87 号)	家畜	「逸走ノ家畜」を拾得した場合は、 所有者への返還又は警察署に差し出 すこと等。		
	軽犯罪法 (昭和 23.5.1 法律第 39 号)	犬その他の動物	人畜に害を加える性癖のあることの 明らかな犬その他の鳥獣類を逃がし た者、人畜に対して犬その他の動物 をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚 かせて逃げ走らせた者に対し、刑罰 で制裁が加えられること等。		
	民法 (明治 29.4.27 法律第 89 号)	動物	動物の占有者の責任(損害賠償)、 占有による家畜以外の動物の取得 等。		
その他	大規模地震対策特別 措置法(昭和53.6.15 法律第73号)	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物(ゴリラ、オランウータン、チンパンジー、ひひ、ライオン、とら、ひよう、ピューマ、ジャガー、チータ、おおやまねこ、くま、おおかみ、ハイエナ、象、さい、野牛、わに、にしきへび、毒へびを府令で指定)	内閣総理大臣が定める地域において、危険動物を公衆の観覧に供する事業を行っている者は、「地震防災応急計画」を作成しなければならないこと等。		
	身体障害者補助犬法 (平成 14.5.29 法律第 49 号)	犬	補助犬の訓練、施設等における補助 犬の同伴、補助犬に関する認定、補助犬の衛生の確保等。		

## (参考)

動物の「愛護」と「管理」との関係(模式図)



動物愛護管理法(虐待防止等)の保護法益(模式図)



注:個人的行動と社会的ルールの境界は漸進的・連続的である。時代とともに、個人的行動での対応にとどまっていたものが、社会的ルールに昇華する場合もある。

### わが国における動物の飼育数(概数(オーダー)の推計値等)

(単位万)

	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	合 計
家庭動物	1883	1606	36		3446	6971
展示動物(動物園等)	3	4	3	2	432	444
展示動物(ペットショップ等)	250	180	35		1040	1505
実験動物	934	2				936
産業動物	1425	72332	0	0	272000	345757
合 計	4495	74124	74	2	276918	355613

#### 推計方法等

#### 家庭動物

世帯数×動物飼育率×動物種飼育率×平均飼育頭数(1.1) (飼育率は世論調査による。鳥類の平均飼育数は10、魚類は15と仮定)

### 展示動物(動物園等)

動物取扱業(展示)の届出数(929)/日本動物園水族館協会加入施設数(157) × 日本動物園水族館協会加入施設における動物飼育数

### 展示動物(ペットショップ等)

年間販売数:動物取扱業(販売)の届出数(10568)/環境省 H16 ペットショップアンケート調査対象施設数(203) × 環境省 H16 ペットショップアンケート調査対象施設における動物飼育数 × 回転率(5 と仮定)

### 実験動物

年間販売数(日本実験動物協会調べ)

#### 産業動物

出荷数及び飼養数(農林水産省:畜産統計、食鳥流通統計、漁業・養殖業生産統計。魚類1 匹当たりの平均体重は500gと仮定)

7